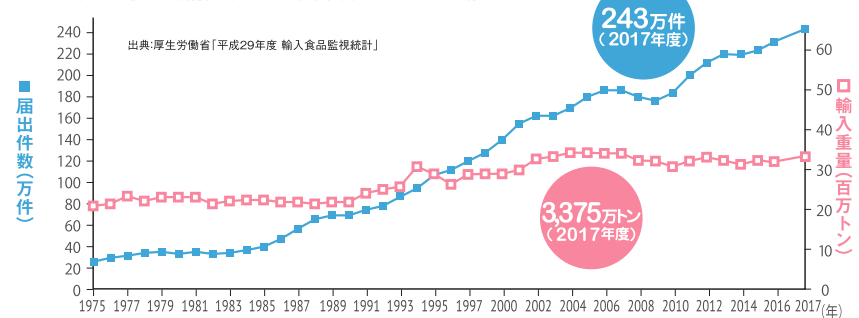
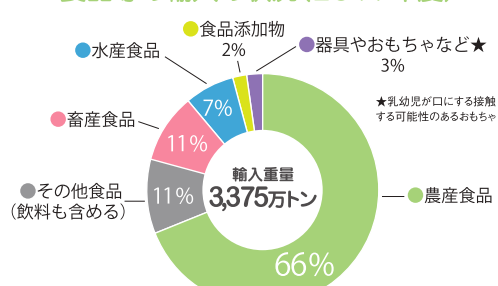


# 輸入食品の推移

食品等の輸入届出件数・重量推移



食品等の輸入の状況(2017年度)



## 輸入食品の約7割を占める農産食品

今や輸入食品なくして日本の食生活は成り立たません。そのため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。

2017年度の輸入届出件数は約243万件、輸入届出重量は約3,375万トンでした(折れ線グラフ参照)。その内訳は、約66%が農産食品、次いで、その他食品や飲料が約11%、畜産食品約11%、水産食品約7%、食品添

加物約2%、器具やおもちゃなどが約3%と続きます(円グラフ参照)。この輸入届出のうち約20万件を検査し、821件を法違反として積戻しや廃棄の措置をとるなど、水際での輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。また、輸出国に対しては、違反原因の調査や再発防止対策を求めるとともに、二国間協議や現地調査などにより輸出国における安全対策の推進を図っています。

## 食品等輸入届出受付・相談窓口一覧

### 食品を輸入する際に届出・相談できる窓口は？

国内で販売するために海外から食品を輸入する場合は、その都度、検疫所への輸入の届出が必要です。輸入の届出・相談は、以下の検疫所へお問い合わせください。

検疫所名	住所	TEL
小樽検疫所	〒047-0007 小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎1階	0134-32-4304
千歳空港検疫所支所	〒066-0012 千歳市美々 新千歳空港内	0123-45-7007
仙台検疫所	〒985-0011 宮城県塩釜市真山通り3-4-1 塩釜港湾合同庁舎2階	022-367-8102
仙台空港検疫所支所	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港新旅客ターミナルビル	022-383-1854
成田空港検疫所	〒282-0021 千葉県成田市駒井野字天並野2159 成田空港合同庁舎2階	0476-32-6728
東京検疫所	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎8階	03-3599-1519
東京検疫所(食品監視第二課)	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町32-5 船橋港湾合同庁舎	047-437-1381
千葉検疫所支所	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-241-6096
東京空港検疫所支所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-3 羽田空港貨物合同庁舎内	03-6847-9320
川崎検疫所支所	〒210-0869 川崎市川崎区東扇島6-10 かわさきファス物流センター	044-277-0025
横浜検疫所	〒231-0002 横浜市中区海岸横1-1 横浜第二港湾合同庁舎	045-201-0505
新潟検疫所	〒950-0072 新潟市中央区亀が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎2階	025-244-4405
小松空港分室	〒923-0993 石川県小松市浮柳町ヨ50番地先 小松空港ターミナル	0761-21-3767
名古屋検疫所	〒455-0045 名古屋港区築地町11-1	052-661-4132
清水検疫所支所	〒424-0922 静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-4540
中部空港検疫所支所	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎	0569-38-8195
四日市検疫所支所	〒510-0051 三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-3574
大阪検疫所	〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎5階	06-6571-3554
関西空港検疫所	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1番地 関西空港地方合同庁舎	072-455-1295
神戸検疫所	〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	078-672-9655
神戸検疫所(食品監視第二課)	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-16 神戸航空貨物ターミナル	078-857-1671
広島検疫所	〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎3階	082-255-1379
広島検疫所境出張所	〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎	0859-42-3517
広島空港検疫所支所	〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺字平岩64-31 広島空港ターミナルビル	0848-86-8017
福岡検疫所	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎3階	092-271-5873
門司検疫所支所	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-2611
下関分室	〒750-0066 山口県下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	0832-66-1402
福岡空港検疫所支所	〒812-0851 福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル	092-477-0208
長崎検疫所支所	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36 長崎税関庁舎内	095-826-8081
鹿児島検疫所支所	〒892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町18-2-31 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-8670
那覇検疫所	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎2階	098-868-4519
那覇空港検疫所支所	〒901-0142 沖縄県那覇市宇鏡水280 那覇空港国際線旅客ターミナルビル	098-857-0057

輸入食品相談指導室は各検疫所本所(■)に設置しています。

○このパンフレットに関するお問い合わせ先  
厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 TEL 03-5253-1111

# 知りたい輸入食品

## 輸入食品の安全確保

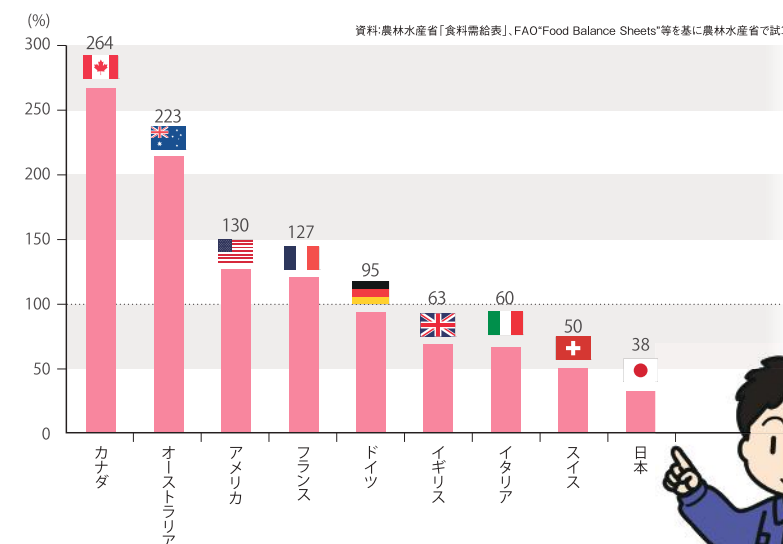


厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課

# 日本の食料自給率

## 諸外国の食料自給率(カロリーベース)

(注)日本は2017年度、その他は2013年の値



## 主要先進国の中で最低の食料自給率

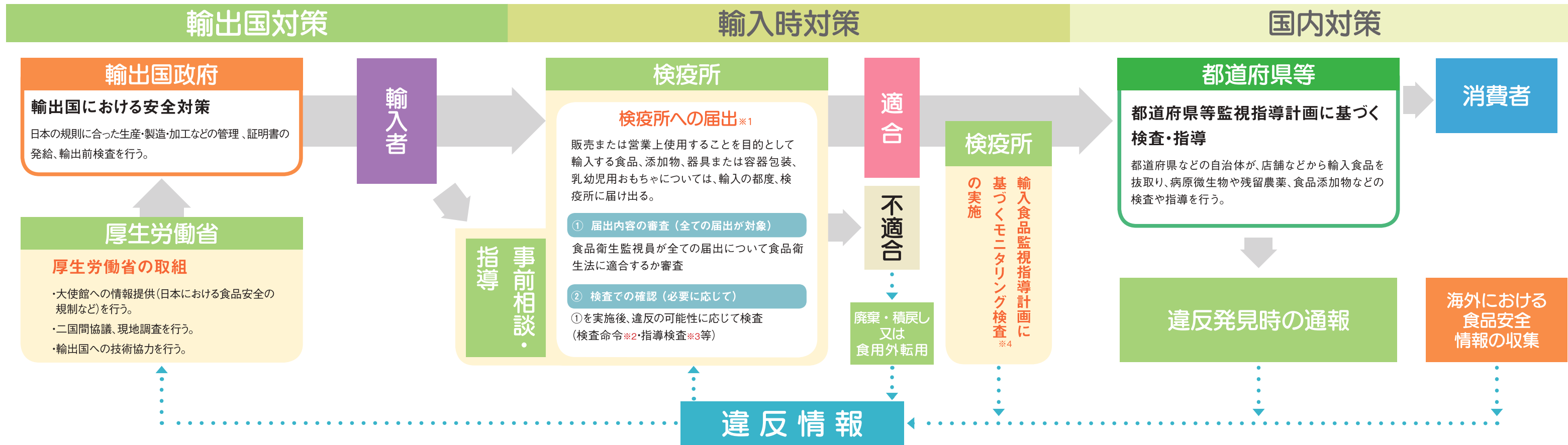
今日のご飯は何を食べたでしょうか?農林水産省「クッキング自給率(こくさんと学ぶ料理自給率計算ソフト)」によると、たとえば、カレーライスであれば、食料自給率(カロリーベース)は56%、食パン15%、ざるそば26%、お好み焼き17%、おにぎり97%となります。国産でまかなえる米飯が入ると自給率はぐっとアップします。一方、肉類や牛乳・卵など畜産物の飼料は輸入に依存しているため、国内産でも自給率は低くなってしまいます。こうした低い自給率の背景には、魚介類や米

食中心の日本型食生活から、肉類や油脂をたくさん使う食生活へと変化したことが指摘されています。食料自給率とは国内の食料消費が国産でどの程度まかなえているかを示す指標です。日本の食料自給率(カロリーベース)は1965年度には73%でしたが、2017年度は38%へと低下。フランス、アメリカ、ドイツ、イギリスといった主要先進国と比べると、日本の食料自給率は最低の水準です。その分、輸入食品の比率が高くなっているのです。



# 輸入食品 Q&A

## 輸入食品が食卓に届くまで



※1 食品等輸入届出書に記載されている輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無などを審査。貨物到着予定日の7日前から届出書を受け付けている。輸入の届出・相談についての問い合わせは裏面の窓口一覧を参照。

※2 検査命令:食品衛生法違反の可能性が高い場合、輸入者に検査を命令。検査結果が判明するまで食品は輸入できない。

※3 指導検査:輸入食品の安全性を確保するために、輸入者の責任において行う検査。初回輸入時や定期的に輸入者に対して、自主検査の指導を行う場合がある。検査結果が判明するまで食品は輸入できない。

※4 年間計画に従って、農業などの残留の程度を把握するために行う検査。

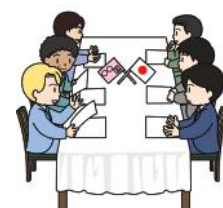
**Q1** 輸入食品は全体の1割しか検査されていないと聞きますが、食の安全は十分確保されているのでしょうか？

**A** 日本は年間約243万件・約3,375万トンもの食品を輸入し、約20万件の検査(違反率0.03%)をしています(2017年度)。各地の検疫所では、輸入者から輸入前に相談を受け付けて必要な指導を実施するとともに、全ての輸入届出について書類審査を実施しています。また、違反可能性に応じた検査を行うことにより、効率的、効果的に輸入食品の安全性確保を図っています。具体的には、検疫所のモニタリング検査を通じて、多種多様な輸入食品を幅広く監視して食品ごとのリスクの状況を把握しています(2017年度モニタリング検査99,455件実施)。その上で、違反の可能性が高いと判断される食品については、輸入する都度全ての届出に対し検査を行い、違反する食品が輸入されないよう取り組んでいます。さらに、二国間協議や現地調査などにより輸出国における安全対策を推進し、食の安全を確保しています。



**Q2** 輸出国での安全対策はどのように進めているのですか？

**A** 違反の可能性が高い食品については、輸入時の検査を強化すると同時に、輸出国に対し、違反原因の調査およびその結果に基づく再発防止対策を求めています。さらに、二国間協議を通じて、生産現場における適正な管理、輸出国政府による監視体制の強化、輸出前検査の実施により、安全対策の推進を図っています。また、専門家を輸出国に派遣して安全対策の状況を確認するほか、輸出国の政府担当者や生産者などに対するセミナーを開催し、日本における食品安全の規制について周知しています。



よくあるご質問については、次のURLをご参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000072466.html>

